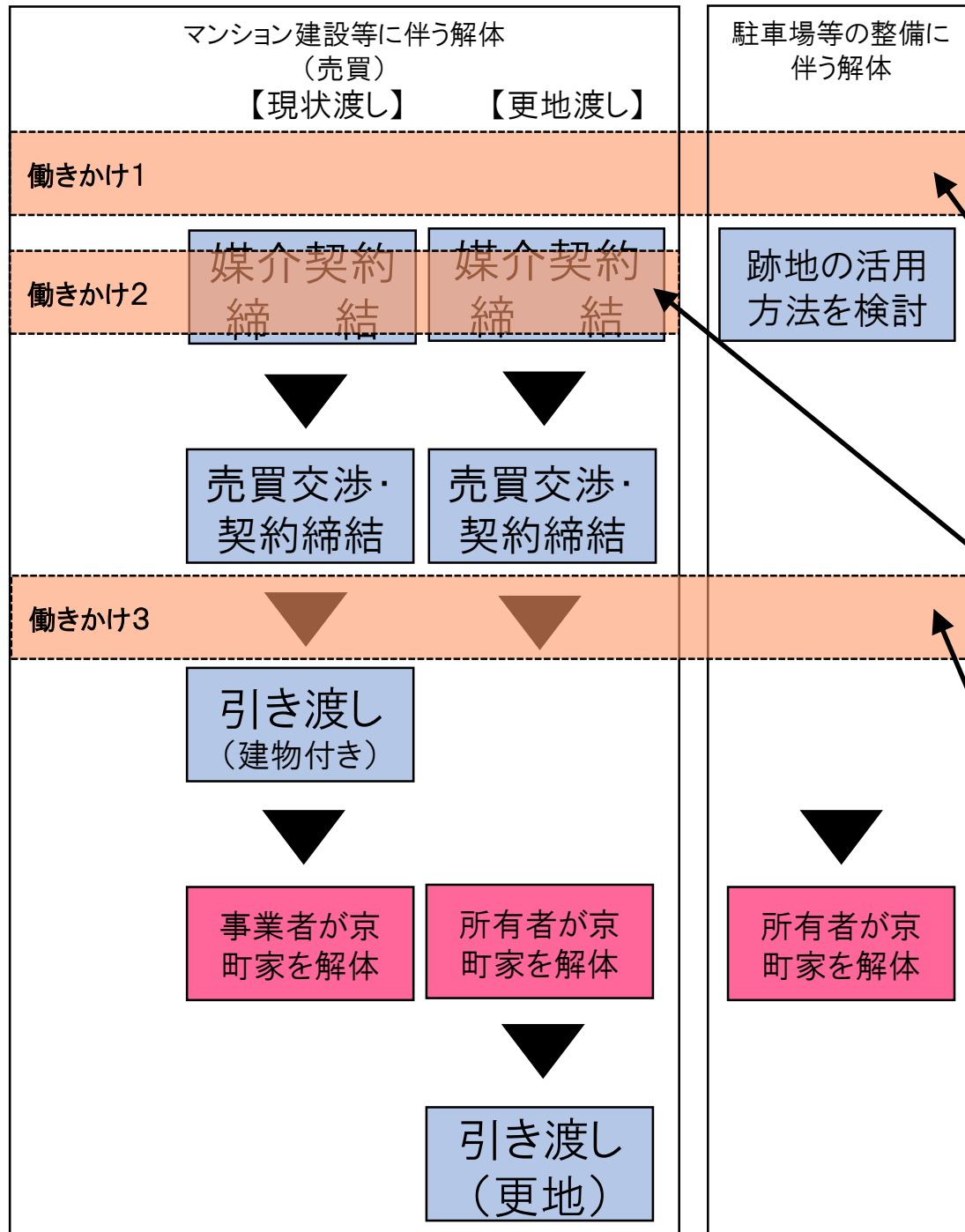


京町家の解体の一般的な流れ



京町家の解体を事前に把握し、保全・活用に繋げる仕組み

所有者の負担の軽減

事業者・市民活動団体等と連携した継承・活用の推進



・ 継続的な働きかけ＋解体に関する事前届出制度

働きかけ1

① 対象町家の指定

大型町家や、文化的・景観的な価値が高いと認められる京町家を届出の対象として指定（所有者同意は求めない。）

※ 指定対象は、審議会等において審議

② 継続的な働きかけ

所有者に対して、意向調査を実施するなど、当該町家の保全・活用・継承に向け、継続的に働きかけを行うとともに、所有者の不安や悩みを的確に把握し、支援策の周知や専門家等による相談を実施

働きかけ2

③ 不動産事業者からの働きかけ

売買や賃貸の媒介時に、不動産事業者から保全・活用に向けた働きかけを実施

働きかけ3

④ 解体に関する事前届出

解体に着手する1年前に本市に届出 ⇒ **京町家解体の危機**

⇒ 保全・活用・継承に向け、強く働きかけ

⑤ 本市から京町家の活用に前向きな事業者等への情報提供

所有者の意向を踏まえつつ、京町家の活用に前向きな事業者や市民活動団体に対し、解体に関する情報を提供

⑥ 活用提案、マッチング等の実施

支援制度の案内、活用方法の提案、活用希望者等とのマッチング等を実施

⑦ 幅広い選択肢の中から活用方法を検討

所有者は、事業者等からの提案内容を踏まえ、幅広い選択肢の中から改めて活用方法を選択